

裁 決 書

文書番号 延総務第254号

裁決日 令和6年7月11日

住所●●●●●●●●

審査請求人●●●●●●●●

代理人●●●●●●●●

処分庁 延岡市長

審査請求人が令和6年2月7日付けで提起した「下水道使用料納入に関する処分の取消請求事件（延総務第498号）」（以下「本件審査請求」という。）を次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件審査請求は、処分庁職員の事務処理ミスに起因して徴収していなかった下水道使用料について、処分庁が審査請求人に対し、令和6年1月26日付け下水道使用料納入に関する処分（以下「本件処分」という。）を行ったことに不服があるため、審査請求人が本件処分の取消しの裁決を求めるという事案である。

2 裁決に至るまでの経過

令和6年2月7日	審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、本件審査請求を行った。
令和6年2月16日	審査庁は、審理員を指名した。
令和6年3月6日	審査庁は、処分庁から弁明書を収受した。
令和6年3月8日	審査庁は、3月26日までに審査請求人に反論書（証拠書類又は証拠物を含む。）の提出を求めた。審査請求人からは、期限までにいずれも提出はされなかった。
令和6年4月26日 同日	口頭意見陳述を行った。 審理員による審理が行われ、審理員は審理手続を終結した。

令和6年5月17日	審理員は、審理手続の終結及び審理員意見書等の提出予定時期を審査請求人及び処分庁に対して通知した。
令和6年5月31日	審査庁は、審理員意見書及び事件記録を収受した。
令和6年6月25日	審査庁は、審査請求に係る諮問の議案を6月定例市議会に提出した。
令和6年7月2日	市議会の総務政策委員会による審査が行われた。
令和6年7月8日	6月定例市議会最終日の本会議で、本件審査請求を棄却するとの裁決を可とする議決がなされた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、処分庁職員の事務処理ミスが原因で、これまで請求がなかった下水道使用料が突然請求されたことに加え、職員の事務処理ミスが続いている延岡市の対応に不信感・不安感があると主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、処分庁職員の事務処理ミスに起因し徴収されていなかったとしても、法的に規定されている以上、使用者から使用料を徴収せざるを得ず、審査請求人は、平成27年4月3日以降、水道水を使用している事実が処分庁の上下水道料金システムの記録により確認できるため、本件処分に係る下水道使用料は、延岡市集落排水処理施設条例（平成2年条例第16号）第12条及び第13条並びに延岡市下水道条例（平成10年条例第23号）第15条及び第16条に基づき、消滅時効に係る分を除いて、その額を算定し徴収することとなり、よって、本件処分に係る下水道使用料は、適法にその額を算定し、納入に関する処分をしたものであるから、本件処分に違法又は不当な点はないと弁明している。

第3 論点整理

本件審査請求の争点は、処分庁職員の事務処理ミスに起因し徴収していなかった下水道使用料（本件処分に係る使用料は農業集落排水処理施設使用料であり、以下本件処分に係るものは「集落排水処理施設使用料」という。）について、時効によって消滅した分を除き、納入に関する処分を行ったことの是非であるため、このことについて判断をする。

第4 裁決の理由

1 本件処分に係る法令の規定について

(1) 集落排水処理施設使用料は、延岡市集落排水処理施設条例第12条の規定により、排水処理施設の使用者から徴収するものである。

- (2) 集落排水処理施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づく公の施設である。
- (3) 普通地方公共団体は、法第225条の規定により、公の施設の利用につき使用料を徴収することができることとされ、法第228条第1項の規定により、使用料に関する事項は、条例で定めなければならないとされている。
- (4) 法第231条の規定により、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとされている。
- (5) 集落排水処理施設使用料の消滅時効は、法第236条第1項の規定により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。
- (6) 集落排水処理施設使用料の額及び徴収方法は、延岡市集落排水処理施設条例第13条の規定により、延岡市下水道条例に規定する公共下水道の使用料の額及び徴収方法の例によるとされており、同条例第16条第1項においては、使用料の額は、1月につき使用者が排除した汚水の量に応じ計算することと規定されており、同条第2項第1号において、水道水を排除した場合の汚水量は、水道の使用水量とすると規定されている。

※ なお、本市の下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業）については、延岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第11号）第1条の3の規定により地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受けることが規定されているところ、同法第6条の規定により、同法に定めのない事項に関しては、法の適用を受けることが規定されている。

2 本件審査請求の争点に係る法令の当てはめについて

- (1) 使用料の算定は適法であること。

処分庁が弁明書に添えて提出した「検針調定管理」の下水水量と、審査請求人が審査請求書に添えて提出した「下水道使用料内訳書」の使用水量から、平成31年2月から令和5年11月までの水道の使用水量と同量が、水道水を排除した場合の汚水量として算定されていることが確認できる。また、当該汚水の量に応じて集落排水処理施設使用料の額が算出されている。

これは、延岡市集落排水処理施設条例第12条及び第13条並びに延岡市下水道条例第15条及び第16条の規定に反するものでなく適法である。

- (2) 遡及して請求していることは適法であること。

本件処分に係る納入通知書では、時効により消滅した平成31年1月までの集落排水処理施設使用料は請求していない。このことは、集落排水処理施設使用料を含む使用料の徴収権は、時効によって5年で消滅とする法第236条第1項の規定に反するものでなく適法である。

- (3) 事務処理ミスに起因する本件処分が違法又は不当ではないこと。

処分庁職員の事務処理ミスが原因で、これまで請求されていなかった集落排水処理施設使用料が突然請求されたことを理不尽とする審査請求人の主張は、審理員意見書で付言されているように心情として理解できるものの、そのことによって本件処分における法の適用が変わるわけではなく、この点についての審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法な点はなく、また、不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に違法な点はなく、また、不当な点も認められないため、本件審査請求には理由がない。

よって、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月12日

審査庁 延岡市長 読谷山 洋司

【教示】

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表する者は延岡市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表とする者は延岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。